

# 日向市耐震改修促進計画【概要版】

## はじめに

- 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」において、県及び市町村は国の基本方針に基づき、耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めることとされています。
- 本計画は平成22年3月に策定し建築物の耐震化を進めてきましたが、住宅の耐震化をより一層進める必要があること、また、策定以降、東日本大震災などを背景に法改正が行われ、さらに南海トラフ巨大地震の切迫性が指摘されるなど、近年の社会情勢の変化に対応していく必要があることから、市内の建築物の耐震診断、改修設計及び改修工事の一層の促進を図るために改定するものです。
- 本計画の計画期間は平成28年度から37年度までの10年間とし、本計画に基づき市内の建築物の耐震化の促進に向けた取組を進めていくこととします。

## 第1章 建築物の耐震化の実施に関する目標設定

### 1 想定される地震の規模及び想定される被害の状況

県が実施した地震被害想定のうち、最も被害の大きい「南海トラフ巨大地震」の状況は次のとおりです。

- 地震の規模 マグニチュード9クラス
- 最大震度 震度7
- 被害の程度 死者数：約370名 全壊建物数：約4,900棟

### 2 耐震化の現状と目標設定

耐震化率の現状及び平成32年度末における耐震化率の目標は次表のとおりです。

建築物の種類	H22.3 策定時の耐震化率		今回改定による耐震化率		政府設定目標 (H32年度末)
	現状 (H17年度末)	目標 (H27年度末)	現状 (H26年度末)	目標 (H32年度末)	
住宅	72.3%	90%	74.4%	90%	95%
特定建築物*	76.2%	90%	83.3%	91%	95%
公共建築物(市有施設)	85.2%	95%	93.8%	98%	
民間建築物	65.3%	85%	73.2%	85%	

※特定建築物とは、学校、病院、百貨店など多数の者が利用する一定規模以上の建築物のことです。

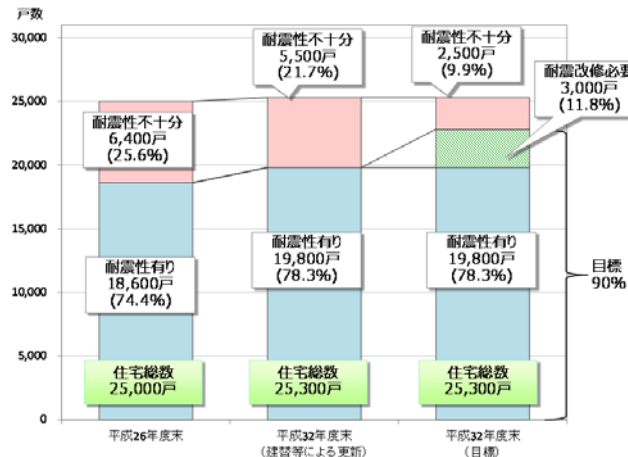


図 住宅の耐震化状況の推移（見込み）と目標

上記の図は、総務省「住宅・土地統計調査」の結果を用い、国が示した方法に準じて算出したものです。なお、住宅総数については、入居のある世帯を対象とします。

## 第2章 建築物の耐震診断、耐震補強設計及び耐震改修の促進を図るための施策

### 1 耐震診断、耐震補強設計及び耐震工事に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、大地震時に耐震性が不足している建築物が及ぼす影響について、自らの問題、地域の問題として意識し、耐震化に取り組むことが不可欠です。そのため、県及び市は所有者等に対して耐震性の向上に向けた意識の啓発、耐震診断、耐震補強設計及び改修工事に関する情報提供等を含めた環境の整備や支援制度の充実など必要な施策を講じます。

### 2 耐震診断・改修の促進を図るための支援策

- 県及び市は、建築物の所有者等に対し、耐震化に要する費用の補助等による支援を行います。
- 県及び市は、国等の支援制度（耐震改修促進税制等、耐震改修融資制度等）の周知を図ります。

### 3 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

建築物所有者が、安心して耐震診断及び耐震改修が行えるよう、相談窓口の設置や情報等の提供等を含めた環境の整備に努めます。

### 4 地震時の総合的な安全対策を図るための取組

市は県と連携し、建築物の所有者等に対し、ブロック塀の倒壊、窓ガラスの飛散、天井等非構造部材の落下、地震時のエレベーター閉じ込め等について必要な対策を講じるよう指導等を行います。

また、宮崎県被災建築物応急危険度判定士の養成・確保等、二次災害の未然防止対策に取り組みます。

### 5 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

耐震改修促進法に基づき、大地震時に沿道建築物の倒壊により緊急車両の通行や避難に支障がないよう、当該建築物の所有者が耐震診断を行い、その結果により耐震改修を行うよう努めなければならない道路について、本計画において指定します。

- 緊急輸送道路（宮崎県指定）
- 緊急輸送道路及び市内の緊急輸送を担う道路（市指定）

## 第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

市は建築物の耐震化促進を図るため、次の事項に取り組みます。

- 地震被害想定結果等の周知
- パンフレットの作成・配布、木造住宅耐震化相談会・出前講座等の開催
- リフォームにあわせた耐震改修の誘導
- 自治会等との連携
- 耐震改修工事現場への「のぼり旗」の掲示

## 第4章 建築物の所有者に対する耐震診断又は耐震改修の指導等のあり方

耐震改修促進法改正により、住宅をはじめとするすべての既存耐震不適格建築物\*の所有者は、耐震化に努めることとされたことから、市は以下の事項に取り組みます。

※ 既存耐震不適格建築物とは、昭和56年5月31日以前に着工し、耐震性が不十分な建築物のことです。

- 耐震改修促進法による耐震診断又は耐震改修の指導等の実施  
建築物の所有者に対し、法に基づく指導及び助言を行うものとし、必要に応じて指示、公表を行います。
- 耐震診断又は耐震改修の指導等の方法
- 建築基準法による勧告又は命令等の実施  
公表した建築物の用途・規模及び耐震化の状況等を踏まえ実施します。
- 耐震改修促進法による耐震診断又は耐震改修の指導等、建築基準法による勧告又は命令についての県との連携  
耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導等は、実施等のあり方について県と連携して行います。

## 第5章 その他建築物の耐震診断、改修設計及び改修工事の促進に関し必要な事項

### 1 関係団体との連携

日向市建築物安全安心推進協議会をはじめとする建築関係団体等と連携し、耐震化についての啓発等を行います。

### 2 その他

本計画は、原則5年ごとに検証し、必要に応じて内容を見直すものとします。